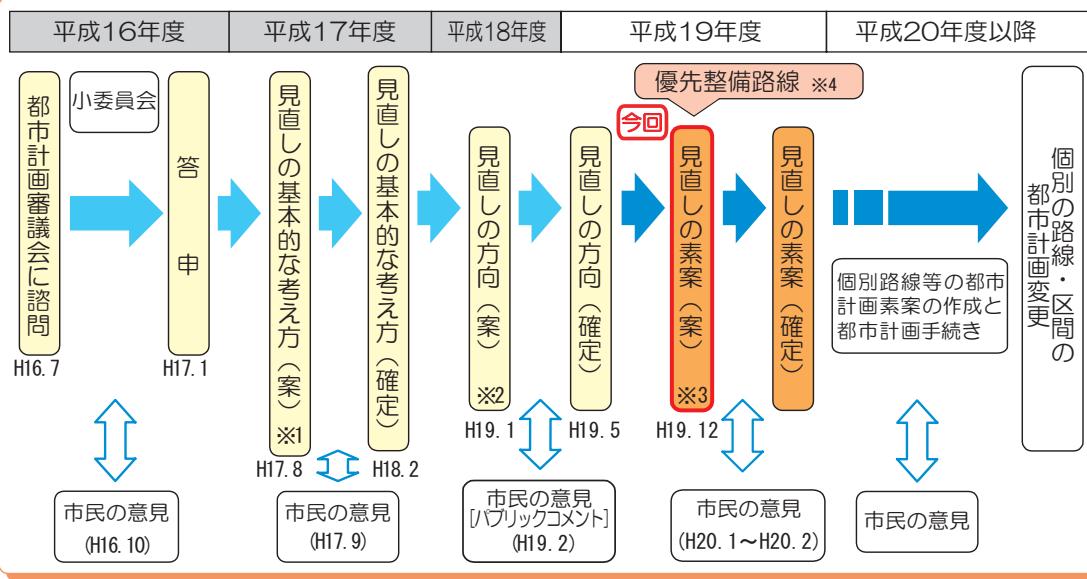


# 都市計画道路網の見直しの素案（案）について

現在の都市計画道路の多くは、昭和40年代までに都市計画決定されており、その後、全市的な見直しは行われていない状況にあります。この間に、都市構造が大きく変化するとともに、社会状況も様々な面で変化してきていることから、これらの変化に適切に対応する必要があります。そこで、横浜市では、将来を見据えつつ、全市的な観点から骨格的な道路網の検証を行うとともに、地域的な観点から、個別の路線・区間について必要性を検証し「都市計画道路網の見直し」を行っています。

## 1 これまでの取り組み

平成16年度に都市計画道路網の見直しに着手し、横浜市都市計画審議会からの答申や、パブリックコメントでいただいた市民の皆さまからの意見などを踏まえ、今回「見直しの素案（案）」として取りまとめています。



- ※1 基本的な考え方 「答申」に基づき、今後の見直し作業のガイドラインとなるものです。
- ※2 見直しの方向 「基本的な考え方」に基づき、見直しの概ねの規模（将来の望ましい都市計画道路の水準、概ねの事業費、事業期間）などを示したものです。
- ※3 見直しの素案（案） 「存続」、「変更」、「追加」、「廃止」のそれぞれの候補路線・区間を示したものです。
- ※4 優先整備路線 優先的に事業着手する路線を「優先整備路線」として示したものです。

## 2 見直しの検討対象

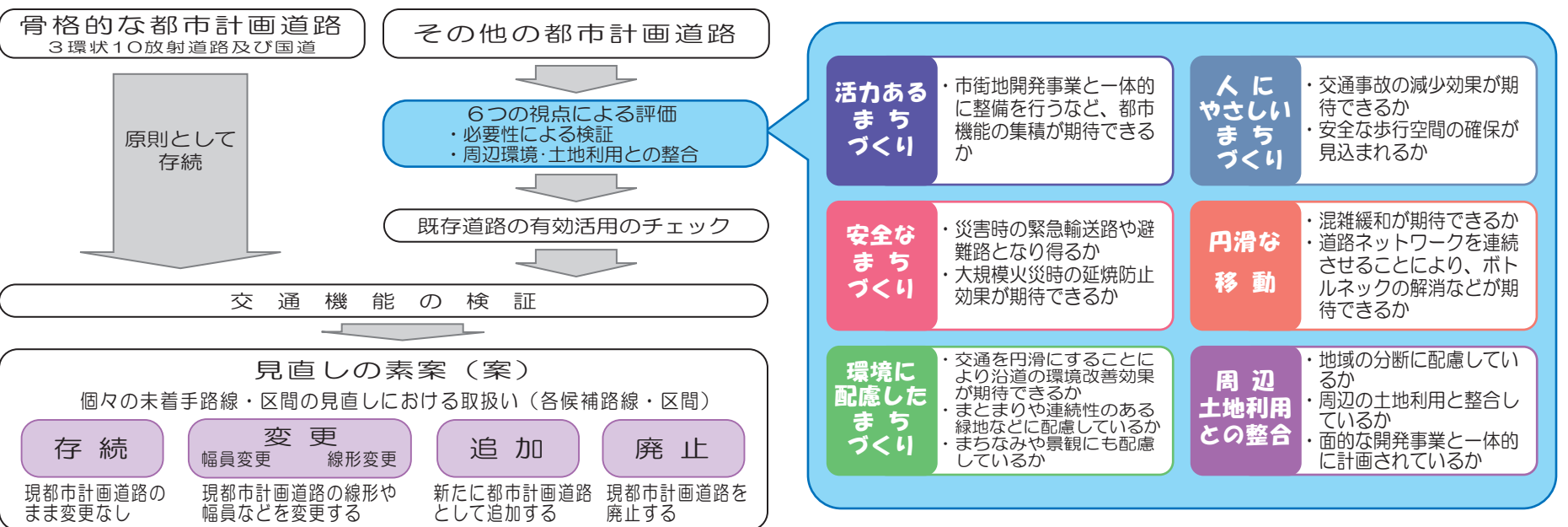
都市計画道路の種類には、「自動車専用道路」、「幹線街路」、「区画街路」、「特殊街路」の4種類があります。都市計画道路網の見直しの検討対象は、「幹線街路」の未着手路線・区間とします。

- 自動車専用道路** もっぱら自動車の交通のための道路
- 幹線街路** 都市内におけるまとまった交通を受け持ち、都市の骨格を形成する道路
- 区画街路** 地区における宅地の利用のための道路
- 特殊街路** 自転車や歩行者の専用道路や、新交通システム等の交通を目的とした道路

見直しに着手した平成16年度の未着手路線は、78路線、約211kmでしたが、その後、事業着手した路線などもあることから、平成18年度末現在の未着手路線は、71路線、約196kmとなっています。

## 3 見直しの素案（案）策定までの流れ

見直しの素案（案）策定にあたっては、既存の都市計画道路を骨格的な都市計画道路とその他の都市計画道路に分類し、6つの視点による評価や既存ストックの有効活用のチェックなど、総合的に評価・検証し、「存続」、「変更」、「廃止」に分類すると共に、必要な路線を「追加」しました。なお、個別路線・区間を評価・検証する際には、パブリックコメントで多く寄せられたご意見、「安全な歩行空間の確保」、「沿道環境の保全」、「既存の幹線街路の慢性的な渋滞解消」を重視して評価しました。



**道路にはどのような機能があるの？**

人や物資の行き来のための

**交通機能**

まちづくりを支える

**市街地形成機能**

避難・救護活動のための通路、延焼防止帯電気、上下水道などの収納空間としての

**空間機能**



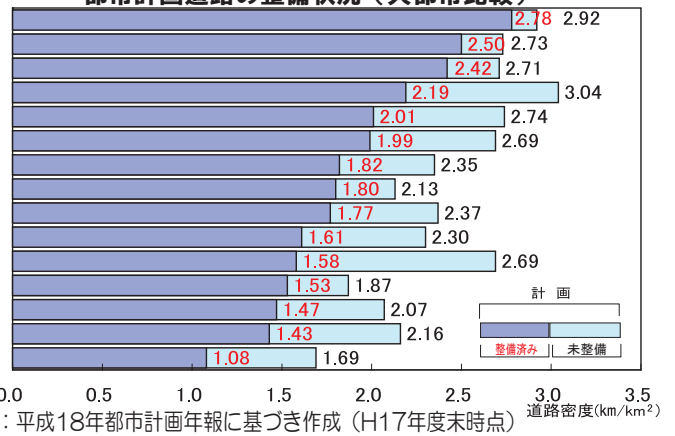
**● 都市計画道路ってなに？**

- 都市計画道路とは、法律（都市計画法）に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことです。都市の将来像を踏まえて計画されます。
- 都市計画道路は、大規模な道路が多く、整備費用も多額になることから、計画を立ててすぐに事業化することは難しく、優先度が高いものから計画的、効率的に整備しています。
- そのため、都市計画道路が計画されている場所では、将来的に道路整備が円滑に進むように、建物の建築に際して一定の制限がかかっています。

**● 都市計画道路の状況は？**

市	整備率	順位
札幌市	94.4	1
名古屋市	91.1	2
神戸市	88.0	3
京都市	70.5	9
東京（区）	72.6	8
静岡市	70.1	10
千葉市	73.7	7
大阪市	86.7	4
福岡市	81.2	5
北九州市	64.4	12
さいたま市	57.7	15
広島市	80.1	6
川崎市	70.0	11
仙台市	64.4	12
横浜市	62.2	14

**都市計画道路の整備状況（大都市比較）**



約63% (H18年度末)

資料：平成18年都市計画年報に基づき作成（H17年度末時点）

○計画延長約689kmのうち、整備済みは約6割で、他都市と比べて遅れています。  
○市の面積に対する都市計画道路の延長（道路密度）が、他都市に比べて低い水準です。

**都市計画道路網の見直しの素案（案）**



凡例	
—	整備済、事業中
—	存続候補
—	変更候補
●●●●	追加候補
—	廃止候補

**変更候補**

- ① 環状3号線（瀬谷区）
- ② 宮内新横浜線（港北区）
- ③ 日吉元石川線（港北区）
- ④ 川崎町田線（港北区）

- ⑤ 横浜上麻生線（神奈川区、港北区）
- ⑥ 鳥山線（港北区）
- ⑦ 環状4号線（港北区）
- ⑧ 鶴見三ツ沢線（神奈川区）
- ⑨ 岸谷線（鶴見区）

- ⑩ 瀬谷地内線（瀬谷区）
- ⑪ 坂本鶴ヶ峰線（保土ヶ谷区）
- ⑫ 高田日吉線（港北区）
- ⑬ 大田神奈川線（鶴見区）
- ⑭ 保土ヶ谷二俣川線（保土ヶ谷区）

**追加候補**

- △ (仮称)白根線（旭区）
- △ (仮称)新吉田中川線（都筑区）
- △ (仮称)上矢部岡津線（戸塚区、泉区）

**廃止候補**

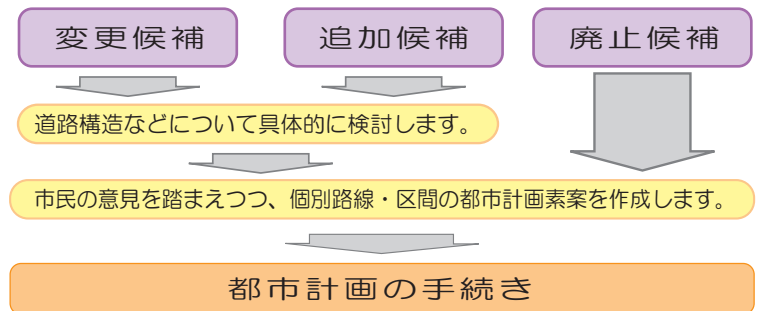
- ① 上永谷戸塚線（戸塚区）
- ② 日吉元石川線（港北区）
- ③ 磯子浜松町線（磯子区、西区、南区）
- ④ 奈良1号線（青葉区）
- ⑤ 鶴見師岡線（鶴見区、港北区）
- ⑥ 川上川島線（保土ヶ谷区、戸塚区）
- ⑦ 大口線（神奈川区）

**4 路線数と延長**

	路線数	延長
存続候補	64路線	約173km
変更候補	14路線	約13km
追加候補	3路線	約6km
廃止候補	7路線	約10km
見直し後の延長		約191km

・路線は重複しているものがあります。  
・延長の合計は四捨五入の関係で合いません。

**5 今後の進め方（平成20年度以降）**



**● 今後の見直しは？**

都市計画道路網は、長期的な視点に立って計画するものですが、長期にわたって着手できない路線もあることから、社会状況の変化等も考慮し、一定の期間が経過することに見直しを行ってまいります。

**6 都市計画道路網の見直しに伴う沿道土地利用制限について**

都市計画道路網の見直しに伴い、全ての該当路線の沿道土地利用について点検・検討します。

- ①沿道型用途地域等（※1）・・・【問い合わせ先 まちづくり調整局都市計画課 TEL045-671-2657 FAX045-664-7707】  
・廃止候補のうち、沿道型用途地域等を指定している2路線（磯子浜松町線、鶴見師岡線）については、沿道の土地利用等を点検した結果、既に現行用途地域等に基づく土地利用が定着していることから、現在の用途地域等の変更は行わない予定です。  
・変更および追加候補については、そのルート・構造の確定など道路整備の進捗状況にあわせ、路線毎に土地利用状況等を確認しながら、沿道型用途地域等の変更について検討をしていきます。  
※1 沿道型用途地域等 = 都市計画道路沿いに、一定の範囲で定めた用途地域等(用途地域、高度地区、防火地域、準防火地域)
- ②市街化調整区域の形態制限・・・【問い合わせ先 まちづくり調整局建築企画課 TEL045-671-2933 FAX045-641-2756】  
・市街化調整区域において建築物を建築する場合（※2）、建築基準法及び都市計画法により建築物の形態制限(建ぺい率、容積率、高さ等)が定められています。幅員18m以上で都市計画決定された幹線街路の境界線から50mの区域は、他の区域と異なる制限が適用されますが、「廃止」「変更」候補路線の沿道区域については、都市計画変更に合わせて、適用区域も変更する予定です。  
※2 市街化調整区域内の建築行為等は都市計画法に基づき一定の条件を満たす場合のみ行うことが可能となります。

○都市計画道路等の都市施設の区域内で建築物を建築する場合は、都市計画法により許可が必要となります。

【問い合わせ先 まちづくり調整局都市計画課 TEL045-671-2657 FAX045-664-7707】

7 優先整備路線

都市計画道路の整備は、市民生活や企業の経済活動・地域のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが考えられることから、横浜市基本構想や中期計画との整合を図りつつ、費用対効果や地域課題への対応などを総合的に評価し、優先的に事業着手する路線を「優先整備路線」としてお示しします。

第1期 (平成19~27年度頃)

中期計画(※1)及び次期中期計画期間までに優先的に着手する路線

【代表的な路線】

■3環状10放射道路を中心とした主要な幹線道路のネットワーク構築

- ① 横浜藤沢線
- ② 環状3号線
- ③ 横浜逗子線
- ④ 環状4号線
- ⑤ 東京丸子横浜線 など

■鉄道による分断の解消等

- ⑥ 横浜上麻生線
- ⑦ 鳥山線
- ⑧ 岸谷線

■バス通りの安全対策等

- ⑨ 恩田元石川線
- ⑩ 汐見台平戸線
- ⑪ 六角橋線
- ⑫ (仮称)白根線

■横浜環状道路関連及びインターアクセス改善

- ⑬ 上郷公田線
- ⑭ 大田神奈川線 など

第2期 (平成28~37年度頃)

基本構想(※2)(長期ビジョン)目標年までに優先的に着手する路線

【代表的な路線】

■3環状10放射道路を中心とした主要な幹線道路のネットワーク構築

- ① 桂町戸塚遠藤線
- ② 宮内新横浜線
- ③ 川崎町田線
- ④ 権太坂和泉線
- ⑤ 国道1号線 など

■鉄道による分断の解消等

- ⑥ 中山北山田線
- ⑦ 浜町矢向線

■バス通りの安全対策等

- ⑧ 高田日吉線
- ⑨ 大田神奈川線
- ⑩ 坂本鶴ヶ峰線 など

■横浜環状道路関連及びインターアクセス改善

- ⑪ 菊名線
- ⑫ (仮称)新吉田中川線
- ⑬ (仮称)上矢部岡津線 など



凡例

—	整備済み
—	事業中
—	優先整備路線 第1期(H19~H27年度頃)
—	優先整備路線 第2期(H28~H37年度頃)
...	未定

※1 中期計画とは  
横浜市基本構想(長期ビジョン)を着実に具体化していくための、5か年の実施計画です。  
※2 横浜市基本構想(長期ビジョン)とは  
概ね2025年頃(現在から約20年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定しています。

3環状10放射道路ってなに?

横浜市内を環状方向に連絡する、環状2号線などの3本の環状道路と、市中心部と郊外部とを結ぶ、横浜藤沢線などの10本の放射道路を3環状10放射道路と位置づけ、重点的に整備を進めています。



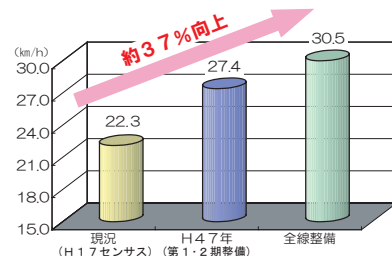
整備率の推移

	現在 (平成18年度末)	第1期完了時 (平成37年度頃)	第2期完了時 (平成47年度頃)
都市計画道路	63%	約75%	約80%
3環状10放射道路	72%	約90%	概ね完成

どんな整備効果があるの?

都市計画道路網の整備によって得られる効果を、以下の3つの指標について算出しました。

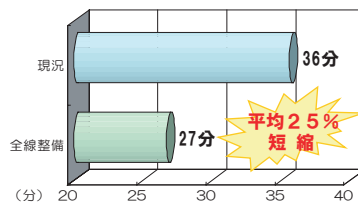
市内平均走行速度



幹線街路が全線整備された場合には、横浜市内における車の平均走行速度が、現況と比較して約37%(約8km/h)向上します。  
また、速度向上などによる時間短縮がもたらす便益は、年間約4,800億円と見込まれます。

市境から横浜都心までの平均到達時間

幹線街路が全線整備された場合には、市境付近から横浜都心までの到達時間が、現況と比較して平均で約25%(約9分)短縮します。



市境から横浜都心までの到達時間を距離に換算したイメージ図



自動車の走行による二酸化炭素(CO2)排出量

優先整備路線(第1期、第2期)を整備することによって、整備しなかった場合と比べて、CO2排出量が年間約26万トン削減されます。



樹齢50年のスギ約1,900万本が年間に吸収する量に相当します

幹線街路を全線整備することによって、整備しなかった場合と比べて、CO2排出量が年間約32万トン削減されます。



樹齢50年のスギ約2,300万本が年間に吸収する量に相当します

8 説明会・オープンハウスの開催日程

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」についての説明会を、市内の北部、東部、南部、西部の4地域毎に各2回ずつ開催するとともに、市内18区毎に、会場にパネルを展示し、皆さまからのご質問などにお答えするオープンハウスを開催します。

地域	説明会 午後7時~8時30分	オープンハウス 午前9時30分~午後4時45分
北部	1/28(月) 青葉公会堂講堂 2/8(金) 港北公会堂ホール	都筑 1/24 木 都筑公会堂第1会議室(2階)
		青葉 1/28 月 青葉区役所1階区民ホール
		緑 2/4 月 緑区役所第2会議室(2階)
		港北 2/8 金 港北公会堂1号会議室(2階)
東部	2/13(水) 鶴見公会堂ホール 2/22(金) 開港記念会館講堂	神奈川 2/1 金 神奈川区役所別館1階区民ホール
		南 2/6 水 南公会堂2・3号会議室
		西 2/12 火 西区役所1階区民ホール
		鶴見 2/13 水 鶴見公会堂1・2号会議室
南部	1/25(金) 戸塚公会堂講堂 1/31(木) 磯子公会堂講堂	金沢 1/23 水 金沢区役所中庭1号会議室(2階)
		戸塚 1/25 金 戸塚公会堂1号会議室(戸塚センター3階)
		磯子 1/31 木 磯子公会堂第1集会室・梅林(1階)
		栄 2/7 木 栄区役所5号会議室(本館3階)
西部	2/5(火) 旭公会堂講堂 2/15(金) 瀬谷公会堂講堂	港南 2/19 火 港南区役所分室(区庁舎地下1階)
		保土ヶ谷 1/29 火 保土ヶ谷区役所202会議室(2階)
		旭 2/5 火 旭公会堂1・2号会議室(総合庁舎4階)
		泉 2/14 木 泉区役所1A会議室(1階)
		瀬谷 2/15 金 瀬谷区役所第5会議室(区庁舎3階)

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。  
※手話通訳が必要な方は、10日前までにご連絡ください。

横浜市広報印刷物登録 第190446号 類別・分類G-JE030

9 ご意見について

「見直しの素案(案)」に対するご意見については、お住まい(区、町名)をご記入のうえ、「郵便」、「FAX」もしくは「Eメール」にて、下記の道路局企画課宛までお願い致します。  
(※切:平成20年2月29日(金)消印有効)

《問い合わせ先》

横浜市道路局 計画調整部 企画課 都市計画道路担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
北・東部担当 TEL:045-671-2773  
南・西部担当 TEL:045-671-4306  
FAX:045-651-6527  
E-mail:do-minaoshi@city.yokohama.jp

横浜市コールセンター

TEL 045-664-2525  
朝8時から夜9時  
年中無休

